株式交換に関する事前開示書類

（会社法第 794 条第 1 項及び同法施行規則第 193 条に定める書面）

2024 年 7 月 4 日

株式会社海帆

2024年7月4日

株式会社海帆
代表取締役　守田　直貴

株式交換に関する事前開示事項

株式会社海帆（以下「当社」といいます。）は、2024年7月4日開催の取締役会において、同年8月15日を効力発生日とし、当社を株式交換完全親会社、株式会社BOBS（以下「BOBS」といいます。）及び株式会社ワイデン（以下「ワイデン」といいます。）をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、当社とBOBS及びワイデンの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第 768 条第1項2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法 794 条第1項、会社法施行規則第 193 条第1項）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第 768 条1項4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法 794 条第1項、会社法施行規則第 193 条第2号）

該当事項はありません。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に

重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 の通りです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号、会社法 782 条第 1 項及び同法施行規則第 184 条第 5 号）

当社の 2024 年３月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 3,048,871 千円、負債の額は 1,924,081 千円、純資産の額は 1,124,790 千円であり、その後これらの額に重大な変動は生じておりません。

本株式交換において、当社は、BOBS の株主に対して、その所有する普通株式 1 株につき方法により算出される株式交換比率を乗じて得た数の甲の普通株式を交付します。

株式交換比率＝250,000 円／甲の普通株式の株価（※）

（※）東京証券取引所グロース市場における 2024 年６月９日（同日を含む。）から同年７月８日（同日を含む。）までの 30 日間における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除く。）の甲の普通株式１株当たりの終値の平均値（ただし、小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。）に 0.9 を乗じた価額

また、本株式交換において、当社は、ワイデンの株主に対して、その所有する普通株式 1 株につき方法により算出される株式交換比率を乗じて得た数の甲の普通株式を交付します。

株式交換比率＝375,000 円／甲の普通株式の株価（※）

（※）東京証券取引所グロース市場における 2024 年６月９日（同日を含む。）から同年７月８日（同日を含む。）までの 30 日間における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除く。）の甲の

普通株式１株当たりの終値の平均値（ただし、小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。）に 0.9 を乗じた価額

さらに、本株式交換において、当社は、その一部を金銭交付する予定であり、対象会社グループの普通株式１株につき BOBS 社 250,000 円、ワイデン社 375,000 円（総額 200,000,000 円（予定））の割合で金銭を交付する予定です。尚、BOBS 社は、2024 年５月１日付けで発行済株式３株を 3,000 株へ、ワイデン社は、2024 年６月６日付けで発行済株式２株を 2,000 株へと株式分割を行っております。

効力発生日までの当社の資産及び負債の状態の変動を考慮しても、本株式交換後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。以上の点、並びに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等にかんがみて、当社の負担する債務については、本株式交換の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

（別紙 1）

［株式交換契約（BOBS）］

株 式 交 換 契 約 書

株式会社海帆（以下「甲」という。）と株式会社 BOBS（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。
2. 本株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

(1) 株式交換完全親会社：甲

（商号）：株式会社海帆

（住所）：名古屋市中村区名駅四丁目 15 番 15 号

(2) 株式交換完全子会社：乙

（商号）：株式会社 BOBS

（住所）：大阪府大阪市中央区谷町六丁目 11 番 11 号

第 2 条（株式交換に際して交付する株式の算定方法及び金銭の額並びに割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その有する乙の普通株式 1 株につき、以下の方法により算出される株式交換比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。

   株式交換比率＝250,000 円／甲の普通株式の株価（※）

   （※）東京証券取引所グロース市場における 2024 年６月９日（同日を含む。）から同年７月８日（同日を含む。）までの 30 日間における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除く。）の甲の普通株式１株当たりの終値の平均値（ただし、小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。）に 0.9 を乗じた価額
2. 前項に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1 株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に 1 株満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に相当する甲の普通株式を売却し又は自ら買い取り、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。
3. 甲は、本株式交換に際して、第 1 項に規定される甲の普通株式を割当交付することに加え、本株式交換の効力発生の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その有する乙の普通株式 1 株に対して 250,000 円の割合で金銭を割当交付する。
4. 甲が交付すべき金銭の合計額は、基準時の乙の株主が保有する乙の株式数に、金 33,334 円を乗じて得られた額とする。

第 3 条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本株式交換により、増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。但し、本株式交換の効力発生日までの事情の変更により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 増加する資本金　　金 0 円

(2) 増加する資本準備金　会社計算規則に従い、甲が別途定める額

(3) 増加する利益準備金の額　金 0 円

第 4 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年８月 15 日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 5 条（株式交換契約承認総会）

1. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき同法第 795 条第 1 項に定める株主総会による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項により、本株式交換に際して甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに開催される株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第 6 条（会社の財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第 7 条（条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

第 9 条（合意管轄）

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判とする。

第 10 条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議し合意の上、

これを定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2024年7月4日

名古屋市中村区名駅四丁目15番15号
甲　：　株式会社海帆
代表取締役　守田　直貴

大阪府大阪市中央区谷町六丁目11番11号
乙　：　株式会社BOBS
代表取締役　松崎　浩樹

［株式交換契約（ワイデン）］

株 式 交 換 契 約 書

株式会社海帆（以下「甲」という。）と株式会社ワイデン（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

3. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。
4. 本株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

(1) 株式交換完全親会社：甲
（商号）：株式会社海帆
（住所）：名古屋市中村区名駅四丁目 15 番 15 号

(2) 株式交換完全子会社：乙
（商号）：株式会社ワイデン
（住所）：大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目 13 番 11 号

第 2 条（株式交換に際して交付する株式の算定方法及び金銭の額並びに割当てに関する事項）

5. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その有する乙の普通株式 1 株につき、以下の方法により算出される株式交換比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。
株式交換比率＝375,000 円／甲の普通株式の株価（※）
（※）東京証券取引所グロース市場における 2024 年６月９日（同日を含む。）から同年７月８日（同日を含む。）までの 30 日間における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除く。）の甲の普通株式１株当たりの終値の平均値（ただし、小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。）に 0.9 を乗じた価額
6. 前項に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1 株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に１株満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に相当する甲の普通株式を売却し又は自ら買い取り、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。
7. 甲は、本株式交換に際して、第 1 項に規定される甲の普通株式を割当交付することに加え、本株式交換の効力発生の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その有する乙の普通株式１株に対して 50,000 円の割合で金銭を割当交付する。
8. 甲が交付すべき金銭の合計額は、基準時の乙の株主が保有する乙の株式数に、金 50,000 円を乗じて得られた額とする。

第 3 条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本株式交換により、増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。但し、本株式交換の効力発生日までの事情の変更により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 増加する資本金　　金 0 円

(2) 増加する資本準備金　会社計算規則に従い、甲が別途定める額

(3) 増加する利益準備金の額　金 0 円

第 4 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年８月 15 日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 5 条（株式交換契約承認総会）

3. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
4. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき同法第 795 条第 1 項に定める株主総会による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項により、本株式交換に際して甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに開催される株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第 6 条（会社の財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第 7 条（条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

第 9 条（合意管轄）

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判とする。

第 10 条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議し合意の上、

これを定めるものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 7 月 4 日

名古屋市中村区名駅四丁目 15 番 15 号
甲　：　株式会社海帆
代表取締役　守田　直貴

大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目 13 番 11 号
乙　：　株式会社ワイデン
代表取締役　水嶋　亨

（別紙 2）

会社法第 768 条第 1 項 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換において、当社は、BOBS の株主に対して、その所有する普通株式 1 株につき方法により算出される株式交換比率を乗じて得た数の甲の普通株式を交付します。

株式交換比率＝250,000 円／甲の普通株式の株価（※）

（※）東京証券取引所グロース市場における 2024 年６月９日（同日を含む。）から同年７月８日（同日を含む。）までの 30 日間における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除く。）の甲の普通株式１株当たりの終値の平均値（ただし、小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。）に 0.9 を乗じた価額

また、本株式交換において、当社は、ワイデンの株主に対して、その所有する普通株式 1 株につき方法により算出される株式交換比率を乗じて得た数の甲の普通株式を交付します。

株式交換比率＝375,000 円／甲の普通株式の株価（※）

（※）東京証券取引所グロース市場における 2024 年６月９日（同日を含む。）から同年７月８日（同日を含む。）までの 30 日間における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除く。）の甲の普通株式１株当たりの終値の平均値（ただし、小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。）に 0.9 を乗じた価額

さらに、本株式交換において、当社は、その一部を金銭交付する予定であり、対象会社グループの普通株式１株につき BOBS 社 33,333 円、ワイデン社 50,000 円（総額 200,000,000 円（予定））の割合で金銭を交付する予定です。尚、BOBS は、2024 年５月１日付けで発行済株式３株を 3,000 株へ、ワイデンは、2024 年６月６日付けで発行済株式２株を 2,000 株へと株式分割を行っております。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（１） 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換の株式交換比率算定に当たり、公正性・妥当性を確保するため、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「TFA」といいます。）を第三者機関として選定しました。 当社は、TFA による株式価値算定の結果を参考とし、当社が大都商会に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断し、当社の取締役会において、大都商会との間で株式交換契約を締結することを決議いたしました。

（２） 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに各社との関係

TFA は、当社及び BOBS 及びワイデン（以下「対象会社グループ」といいます。）から独立した第三者機関であり、各社の関連当事者には該当せず、 本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しておらず、公平性を担保できております。

② 算定の概要

TFA は、対象会社グループの株式価値については、非上場会社であるため市場株価が存在しないこと、将来清算する予定はない継続企業であること、事業規模等の観点から参照しうる類似上場会社がないことから類似上場会社法は採用せず、また、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、修正簿価純資産法ではなく、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（DCF 法）を用いて株式価値の算定を行いました。TFA は、対象会社グループの株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。

また、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、対象会社グループの株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつ、対象会社グループの将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、DCF 方式による算定については、対象会社グループが作成した事業計画の予測期間である３カ年（BOBS：2025 年２月期～2027 年２月期、ワイデン：2024 年 11 月期～2026 年 11 月期）までの財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、DCF 方式を採用した対象会社グループの財務予測については、対象会社グループと大美会間における契約に基づく業務が事業計画通りに行われることを前提に予測されたものです。

また TFA が DCF 法の採用に当たり前提とした対象会社グループの事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりません。

下記の事業計画は、対象会社グループと大美会が締結するコンサルタント業務委託契約書の業務内容（主に大美会が外部に発注していた業務に加え、マーケティングの効率化を図るための管理業務及び事業拡大におけるコンサルティング業務）を積み上げた結果算出された事業計画（一部未受注を含む）となります。

＜BOBS 社事業計画（単位：千円）＞

	2025 年２月期	2026 年２月期	2027 年２月期
売上高	312,920	272,283	274,085
営業利益	130,423	108,586	107,927
経常利益	130,423	108,586	107,927

当期純利益	85,310	71,203	70,595

＜ワイデン社事業計画（単位：千円）＞

	2024年11月期	2025年11月期	2026年11月期
売上高	254,169	291,299	289,063
営業利益	111,118	117,834	113,998
経常利益	111,118	117,834	113,998
当期純利益	72,682	77,075	74,566

注）2024年11月期６月末時点の売上高は、約110,000千円の見込みです。

上記方式において算定された対象会社グループの普通株式１株当たりの株式価値を１とした場合の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	１株あたり算定結果（円）
DCF方式	BOBS　：　224,237～274,067 ワイデン　：　338,439～413,648

対価として交付する当社の株式価値については、変動性株式交換比率方式であることから本株式交換の効力発生直前の市場株価を採用することが望まれますが、効力発生日前に株式交換実行に係る事務対応期間として５取引日を設けているため、その直前の期間の市場株価を採用しております。

加えて、市場株価を採用する期間を１取引日とする等、過度に短期とした場合、一時的な要因により当社の市場株価が大きく変動し、当社の株式価値に影響を与えてしまう可能性があることから、効力発生直前の市場株価に極力近似させながらも一時的な市場変動が発生した場合の影響を緩和させることを企図し、当該事務対応期間の直前の30日間における各取引日の終値の平均値に0.9を乗じた価額を採用して当社の株式価値を算定することが妥当と判断しました。

また、平均値に0.9を乗じた価額とした経緯につきましては、本株式取得の相手先から日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する範囲内でのディスカウントの要望があり、当社としても当社株価が大きく変動する可能性があり得るため、本株式取得の相手先のディスカウント要望を受け入れる必要があると判断した結果によるものです。

上述の点を踏まえ、当社の株式価値は、東京証券取引所グロース市場における2024年６月９日（同日を含む。）から同年７月８日（同日を含む。）までの30日間における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除きます）の当社の普通株式１株当たりの終値の平均値（ただし、小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入します）を採用し、同年７月12日を算定基準日として算定いたします。

3. 交換対価として当社の株式及び金銭を選択した理由

当社株式は東京証券取引所において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。また、対象会社グループとの協議により、本株式交換の対価に一部金銭を含むこととといたしました。

4. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。下記の資本金及び準備金 の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであ り、相当であると判断いたしました。

（1） 増加する資本金の額 0円

（2） 増加する資本準備金の額 会社計算規則に従い、当社が別途定める額

（3） 増加する利益準備金の額 0円

（別紙 3）［株式交換完全子会社の最終事業年度の計算書類等］
次ページ以降をご参照ください。

決 算 書 類 等

（第 5 期）

自 令和 5 年 3 月 1 日
至 令和 6 年 2 月 29 日

株式会社BOBS
大阪府大阪市中央区谷町 6 丁目 11 番 11-301 号

貸 借 対 照 表

株式会社BOBS

令和 6 年 2 月 29 日現在　　**単位:円**

資産の部		負債の部	
科目	**金額**	**科目**	**金額**
【流動資産】	**【 65,681,561】**	**【流動負債】**	**【 21,125,800】**
現金及び預金	44,720,810	短期借入金	16,500,000
短期貸付金	35,000,400	未払費用	706,400
仮払金	955,400	未払法人税等	2,419,000
未収入金	4,951	未払消費税等	56,800
貸倒引当金	△15,000,000	預り金	1,443,600
【固定資産】	**【 21,603,887】**	**【固定負債】**	**【 28,113,200】**
(有形固定資産)	**(12,766,830)**	長期未払金	28,113,200
車両運搬具	12,766,830	**負債合計**	**49,239,000**
(投資その他の資産)	**(8,837,057)**		
出資金	8,534,200		
リサイクル預託金	40,280	**純資産の部**	
長期前払費用	262,577	**【株主資本】**	**【 38,046,448】**
		資本金	**30,000**
		(利益剰余金)	**(38,016,448)**
		その他利益剰余金	38,016,448
		繰越利益剰余金	38,016,448
		純資産合計	**38,046,448**
資産合計	**87,285,448**	**負債・純資産合計**	**87,285,448**

損 益 計 算 書

株式会社BOBS

自 令和 5 年 3 月 1 日

至 令和 6 年 2 月 29 日　　**単位:円**

科目		金額	
【売上高】			
売上高			40,318,187
	売上総利益金額		**40,318,187**
【販売費及び一般管理費】			**34,635,254**
	営業利益金額		**5,682,933**
【営業外収益】			
受取利息		347	
雑収入		20,219	20,566
【営業外費用】			
雑損失			565,800
	経常利益金額		**5,137,699**
【特別利益】			
前期損益修正益			1,005,351
	税引前当期純利益金額		**6,143,050**
	法人税、住民税及び事業税		3,131,652
	当期純利益金額		**3,011,398**

販売費及び一般管理費

株式会社BOBS

自 令和 5 年 3 月 1 日

至 令和 6 年 2 月 29 日　　**単位:円**

科目		金額	
給与手当		6,000,000	
福利厚生費		12,312	
旅費交通費		64,859	
交際費		13,295,403	
減価償却費		6,599,142	
地代家賃		944,095	
保険料		564,670	
消耗品費		6,708	
租税公課		350,400	
支払手数料		6,797,665	
	合計		**34,635,254**

株主資本等変動計算書

株式会社BOBS

自 令和 5 年 3 月 1 日

至 令和 6 年 2 月 29 日

単位:円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	35,005,050	35,005,050	35,035,050	35,035,050
当期変動額					
当期純利益		3,011,398	3,011,398	3,011,398	3,011,398
当期変動額合計	ー	3,011,398	3,011,398	3,011,398	3,011,398
当期末残高	30,000	38,016,448	38,016,448	38,046,448	38,046,448

個別注記表

株式会社BOBS

自 令和 5 年 3 月 1 日
至 令和 6 年 2 月 29 日

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成１０年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成２８年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）	3株
当期増加株式数（発行済普通株式）	
当期減少株式数（発行済普通株式）	
当期末株式数（発行済普通株式）	3株
前期末株式数（発行済優先株式）	
当期増加株式数（発行済優先株式）	
当期減少株式数（発行済優先株式）	
当期末株式数（発行済優先株式）	

ワイデン社の最終事業年度に係る計算書類等

決 算 書 類 等

（第 ６ 期）

自 令和 4 年 12 月 1 日
至 令和 5 年 11 月 30 日

株式会社ワイデン

大阪市中央区東心斎橋一丁目１３番１１号
クイント心斎橋ビル２０１号

貸 借 対 照 表

株式会社ワイデン

令和 5 年 11 月 30 日現在　　（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【　29,143,192】	負債合計	0
		純資産の部	
現金・預金	16,843,192		
		【株主資本】	【　29,143,192】
貸付金	12,300,000		
		［資本金］	［　20,000］
		［利益剰余金］	［　29,123,192］
		（その他利益剰余金）	（　29,123,192）
		繰越利益剰余金	29,123,192
		純資産合計	29,143,192
資産合計	29,143,192	負債・純資産合計	29,143,192

損 益 計 算 書

株式会社ワイデン

自 令和 4 年 12 月 1 日
至 令和 5 年 11 月 30 日　　（単位：円）

科目	金額	
【販売費及び一般管理費】		675,140
営 業 損 益		675,140
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	168	168
経 常 損 失		674,972
税引前当期純損失		674,972
当 期 純 損 失		674,972

販売費及び一般管理費

株式会社ワイデン

自 令和 4年12月 1日
至 令和 5年11月 30日　　（単位：円）

科目	金額	
【経費】		
通信費	520	
租税公課	310,800	
支払手数料	3,520	
支払報酬料	359,700	
雑費	600	675,140
合計		675,140

株主資本等変動計算書

株式会社ワイデン

自 令和 4 年 12 月 1 日

至 令和 5 年 11 月 30 日　　（単位：円）

	株主資本										純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
						任意積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	20,000						29,798,164	29,798,164		29,818,164	29,818,164
当期変動額											
当期純損失							674,972	674,972		674,972	674,972
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△674,972	△674,972	－	△674,972	△674,972
当期末残高	20,000						29,123,192	29,123,192		29,143,192	29,143,192

個別注記表

株式会社ワイデン

自 令和 4 年 12 月 1 日
至 令和 5 年 11 月 30 日

１．この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込み方式により処理しています。

３．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式

普通株式（発行済株式）

前期末株式数（発行済普通株式）	2株
当期増加株式数（発行済普通株式）	0株
当期減少株式数（発行済普通株式）	0株
当期末株式数（発行済普通株式）	2株

４．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額	14,571,596円00銭
(2) １株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額	△337,486円00銭